

諮問庁：独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

諮問日：平成30年1月5日（平成30年（独情）諮問第1号）

答申日：平成30年6月13日（平成30年度（独情）答申第8号）

事件名：特定事件番号の答申を受けて法人が行った決定に係る決裁文書の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる請求文書1及び請求文書2（以下、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であり、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年11月24日付け鉄運総広第161121002号による一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

審査請求人が平成28年9月28日付けで、機構に対する決定の決裁の過程が分かる文書の開示請求を行った目的は、次のとおりです。

ア 現在、審査請求人の手元には機構から送付された2つの決定書があります。

1 回目送付の決定書

鉄運総広第151125001号 平成27年11月27日

①主文 本件意義申立てを棄却する。

②末尾 よって、主文のとおり決定する。平成27年11月27日

③契（割）印 決定書の印は朱色、決定書の謄本の送付についての印は朱色

2 回目送付の決定書

鉄運総広第151125001号 平成28年6月2日

- ①主文 本件異議申立てを棄却する。
- ②末尾 これは決定書の謄本である。平成28年6月2日
- ③契（割）印 決定書の印は黒色（コピーと史料される），決定書の謄本の送付についての印は無し

1回目送付の決定書の主文が異議となるどころ意義となっていた。

審査請求人は、字が誤りではないかと考えて、平成28年5月20日、機構の広報課で特定職員ほか1名に会いました。この時、特定職員から「鉄運総広第151125001号（平成27年11月27日）により送付した決定書については、誤字が含まれている箇所があること及び謄本手続に不備があったことについて、その対応を後日、回答します。「意義」（誤字）→「異議」（正字）鉄道・運輸機構総務部広報課特定職員」旨の確認文書を受領しました。

文書を受け取る前に、審査請求人は1回目の決定書が謄本証明されていないので効力は生じますかと質問したが、答えられなかったので、持って行った資料の中から取り出して「異議申立てに対する決定は、異議申立人に対して決定書の謄本を送達することによって、はじめて効力が生じます（行政不服審査法42条1項。同48条により異議申立てに準用）。そこで、実施機関では異議申立てに対する決定書（原本）及び決定書の謄本を作成した上で、決定書（原本）は所管課で保管し、異議申立人に対しては決定書の謄本を送達することになる。」とあり、さらに「決定書の謄本は飽くまでも決定書（原本）の写しですから、決定書の謄本そのものに公印を押すことはできません。代わりに、決定書（原本）の文面と相違ないことを証する趣旨の謄本証明を添し、謄本証明の方に公印を押します。」等の資料を参考として上記の確認文書を特定職員が作成した次第です。

そして、持参していた資料の中から以前特定市が情報公開の開示決定で誤って決定した時に開示決定を取り消した通知を提出し、①取り消す処分、②取り消す理由等を参考に見てもらった。

これは1回目の決定書が相当不備があるので、取り消した後に新たに交付した方が良いですよという意味を込めたものでしたが、理解されたのでしょうか。

イ このような経緯があって、取消し等の処分がなく時間が経過し、平成28年6月4日に2回目送付の決定書を郵送で受領しました。今回の主文は「本件異議申立てを棄却する」となっていて、1回目の「本件意義申立てを棄却する」とは異なっていました。

そして、1回目の決定書の末尾になかった謄本証明として「これは決定書の謄本である」との文言がありました。この謄本証明に関し

て特定市の場合は、「この決定書の謄本は、原本と相違ないことを証明します。特定市長 印」となっています。

前記の平成28年5月20日にもどりますが、この時、特定職員は決定書を見て「機構ではこれまでこの様な文書作成をしている」旨の説明でしたが、2回目の決定書の謄本証明がある事を考慮すると特定職員が申し立てた件に矛盾があるのではと思いました。

ウ 審査請求人は、平成28年9月28日、機構広報課において3件の開示請求を行いました。うち2件は、決定書に関する決裁文書の開示請求です。それは、1回目の決定書及び2回目の決定書がどのような決裁過程を経て、審査請求人に交付されたのか確認するためでした。

①鉄運総広第151125001号平成27年11月27日付け決定書に関する起案及び決裁文書一式（これは1回目の決定書に関する決裁文書一式の開示請求。請求文書1）、②鉄運総広第151125001号平成28年6月2日付け決定書に関する起案及び決裁文書一式（これは2回目の決定書に関する決裁文書一式の開示請求。請求文書2）。

まず、審査請求人はどうして平成27年と平成28年に出された文書の番号が鉄運総広第151125001号と同じ番号になるのか。平成28年の番号は鉄運総広第16-----号とならなかったのでしょうか、と考えました。

エ 審査請求人は、平成28年11月26日に鉄運総広第161121002号平成28年11月24日法人文書開示決定通知書を郵送で受領しました。そして、決定の決裁文書は平成28年12月7日に機構の広報課において直接受領しました。開示された決定の決裁文書を一読し、機構の文書は全く杜撰であると思いました。これでは何のために審査請求人がわざわざ2件に分けて開示手数料300円×2=600円を払ったのかわからないということです。開示された決定の決裁文書の中にある2015.11.17決定書（案）は「主文 本件意義申立てを棄却する」の1回目主文誤字の決定書に関する決裁文書のみでした。審査請求人が、2回目に交付された決定書について明らかに文書特定し起案及び決裁文書一式として開示請求したのに、起案文書の保存期間5年もあるのに全く関係する文書がないことです。これでは2回目決定書の「主文 本件異議申立てを棄却する」、「末尾1回目の決定書になくて2回目の決定書にあった謄本証明等の決裁において」、「1回目の決定書の主文が誤字であったため」、「2回目の決定書を送付するとき」、「1回目鉄運総広第151125001号平成27年11月27日」、「2回目鉄運総広第151125001号平成28年6月2日」と同じ番号にして2回目の決定書に関する

決裁文書は赤恥となるため何らかの操作があったのでしょうか。そして、法人文書開示決定通知書の「2. 不開示とした部分とその理由」において「起案文書，決定書（案），決定書の謄本の送付について，法人文書開示請求書中，個人の印影，個人の氏名，個人の住所及び個人の電話番号等の当該情報は特定の個人を識別することができるものである。これは『法5条1号』に該当するので，この情報が記載されている部分を不開示とした。」とありました。これは審査請求人が開示請求したときに，本人の場合は保有個人情報開示請求で行えばよかったのですが，何人も法人文書の開示を請求することが出来る開示請求で手続したので，不開示となったことは了解できます。まだ不開示とした部分が個人情報以外に2つあります。それは「（1）起案者」，「（2）公印等使用確認」ですが，不開示とした部分とその理由が全くありません。

審査請求人が，今まで特定市に対して行った決裁文書の開示請求では起案者名が黒塗りであったことは一度もありませんでした。この起案者名の黒塗りについて国土交通省広報課情報公開室へ照会したところ，「不開示とした部分とその理由は法人文書開示決定通知書に記載されている。起案者名は国の場合，正規の公務員の場合黒塗りにしない」旨でありました。機構も国に準ずるのではと照会して思いました。

オ 今回の開示決定の前に審査請求人は，鉄運総広第161028007号平成28年10月28日開示決定等の期限の延長について（通知）を同年11月4日に郵送で受領しています。それは同年9月28日に受付，翌月の28日が開示決定期限であるところ，同年11月27日まで期限を延長する旨でありました。

延長の理由として，「開示請求に係る法人文書の特定に時間を要するため」とありました。審査請求人は1回目及び2回目の決定書を特定しその起案及び決裁文書一式の開示請求をしているのに，どうしてもその特定に時間を要するのでしょうかわかりません。

カ まとめとして開示された決定の決裁文書は，1回目に送付された決定書に関する文書で，別々に開示請求した2回目に送付された決定の決裁文書が全くないことです。法9条2項には「独立行政法人等は，開示請求に係る法人文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る法人文書を保有していないときを含む。）は，開示をしない旨の決定をし，開示請求者に対し，その旨を書面により通知しなければならない。」となっています。

審査請求人は，2回目送付の決定書について特定して，その起案及び決裁文書一式の開示請求を行っているのに，開示請求に係る法人

文書の全部を開示しないのに、開示をしない旨の決定もなく、その旨の書面による通知もありませんでした。加えて、不開示で黒塗りとなっているのにその理由がない「(1) 起案者」, 「(2) 公印等使用確認」等を考慮したところその決定に不服があるので審査請求をする次第です。

(2) 意見書

ア 理由説明書(下記第3。以下同じ。)の7の結論について

「以上により、原処分は妥当であることから、本件審査請求は棄却すべきものであると考える。」とあります。総務省情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)への諮問は「一 審査請求が不適法であり、却下する場合」, 「二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る法人文書の全部を開示することとする場合」, 「一, 二の場合を除き、審査会に諮問しなければならない」とあります。棄却すべきものであると結論が出ていて諮問はできるのでしょうか。

イ 決定書の主文等について

1回目 鉄運総広第151125001号平成27年11月27日

主文 本件意義申立てを棄却する

2回目 鉄運総広第151125001号平成28年6月2日

主文 本件異議申立てを棄却する

審査請求人は、決定書について次のとおり指摘しました。①主文に誤字がある, ②謄本作成されてない, ③決定書が2通ありおかしい, ④以前審査請求人が特定市に対して開示請求したとき, 誤った文書が開示された後, 取消しがあって正式な文書が開示された際の文書を機構の広報課の担当者に提示した。

ウ 法人文書開示請求書に対する開示結果

(ア) 平成28年9月28日鉄運総広第151125001号平成28年6月2日付け決定書に関する起案及び決裁文書一式, 受付28.

9. 28総広第160928002号

(イ) 平成28年9月28日鉄運総広第151125001号平成27年11月27日付け決定書に関する起案及び決裁文書一式, 受付28.

9. 28総広第160928003号

審査請求人は、平成28年11月26日に鉄運総広第161121002号平成28年11月24日法人文書開示決定通知書を郵送で受領しました。その後、決裁文書は同年12月7日に機構の広報課から直接受領しました。開示された決裁文書は主文に誤字のある平成27年11月27日付けの決定書に係る決裁文書だけでした。そして、開示請求手数料として現金300円ずつ600円払ったの

に領収書も出されませんでした。

2回目に交付された決定書平成28年6月2日付けに係る決裁文書が全くなかったことは驚きでした。この時、開示された1回目の決定書の起案文書は起案記号番号総広第151125001号でした。

エ 理由説明書から分かった事

審査請求人が、1回目の決定書の主文に誤字がある。謄本作成されていない等指摘したことに対して、「作成途中の決定書を誤って審査請求人に送付したものと判明した」とありますが、開示された決裁文書一式とされる起案文書保存期間5年起案記号番号総広第151125001号によると①広報課長、②総務部長、③理事長専決の各印が押印されて、案の2により異議申立人あて決定書の謄本を送付することといたしたい、とあり起案者及び公印等使用確認欄が黒塗りでした。

裁可を仰ぐ起案文書についてどうして機構では起案者を明らかにしないのでしょうか。この件に関して、特定市では起案用紙において起案者及び公印承認箇所数等は黒塗りなどしません。国の場合について国土交通省広報課情報公開室へ照会したところ「不開示とした部分とその理由は法人文書開示決定通知書に記載されている。起案者名は、国の場合正規の公務員の場合黒塗りにしない」旨でありました。機構も国に準ずるのではないかと照会して思いました。2回目の決定書は、誤字等を修正して送付したとありますが、本来は2回目の決定書の作成に際して1回目の決定書と同様に起案文書があって作成されたものであると一般的には考えられますが、どうして起案文書がないのか理由説明書で記述がないのは納得がいきません。

取消しの手段がとれないので苦し紛れに差し替えと説明していますが、起案文書がなくて裁可を仰ぐことなく「誰」が作成したのか分かっているのでしょうか。そして2通の決定書の行政処分上の効力について、法的有識者からの意見聴取や処分庁内部での検討に時間を要したとありますが、その結果決定書に関する2件の開示請求は、ひとつの同一文書であると特定されたので原処分を下したとのことでした。

理由説明書の5(3)について「審査請求人が主張する別紙の1の請求文書2の開示をしない旨の決定及び書面による通知が無かったとの主張は誤りである」との判断に矛盾があるので、次のオのまとめで説明します。

オ まとめ

審査請求人は、平成29年11月24日保有個人情報開示請求書に

より鉄運総広第151125001号平成28年6月2日付け決定書に関する起案及び決裁文書一式を開示請求しました。これは上記ウの法人文書開示請求書平成28年9月28日と同一の内容です。今回は開示をしない旨の決定及び書面による通知が無かったことから今回も同じと思っていたところ、鉄運総広第171222001号平成29年12月25日保有個人情報開示決定通知書により開示が決定された。今回はなかった開示請求手数料300円の領収書も出納29.12.19で平成29年12月25日に郵送されてきました。この300円は広報課担当者に直接同年11月24日に支払った現金です。

どうしてこのように日時が違うのでしょうか。開示された決裁文書一式を平成30年1月25日に郵送により受領したところ、1回目決定書の起案文書と同じ起案記号番号総広第151125001号でありました。なぜ、今回は開示し、開示請求手数料300円の領収書発行についても分かりやすく説明していただくようお願いします。

審査請求人が1回目の決定書の主文の誤字、謄本になっていない等の指摘をしたことから2回目の決定書は主文の誤字を修正して送付したとありますが、ここは修正より、訂正の方がベターではないでしょうか。そして情報開示請求の結果2回目の決定書には起案文書がないことが判明したので、裁可を仰ぐことなく「誰」の判断で2回目の決定書を交付したのか調査していただきたいです。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求及び本件審査請求等について

- (1) 本件審査請求は、法に基づき、処分庁に対して、別紙の1に掲げる文書の開示を求めてなされたものである。
- (2) 処分庁は別紙の2に掲げる文書を特定し、平成28年10月28日鉄運総広第161028007号により、法10条2項の規定に基づき開示決定等の期限を延長にした後、同年11月24日付け鉄運総広第161121002号により、原処分を行った。
- (3) 原処分に対し、審査請求人が原処分を取り消すよう、平成29年2月13日付け審査請求書により提起したものである。

2 審査請求人の主張について

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 別紙の1の請求文書1及び請求文書2のとおり文書名を特定した開示請求書を出しているのに、文書の特定に時間を要するとの理由から開示決定等の期限の延長をなぜするのか分からない。
- (2) 別紙の1の請求文書1及び請求文書2の2件の各開示請求を行ったのに、請求文書2について開示をしない旨の決定がなく、その旨の書面に

よる通知も無かった。

- (3) 不開示部分である「起案者」「公印等使用確認」に対する不開示理由の記載が無かった。

3 本件審査請求に係る経緯について

(1) 1回目の決定書の送付について

審査請求人は、本件開示請求の以前に、平成25年5月16日付け法人文書開示請求書において「特定路線の建設費増額の根拠がわかる文書」等の法人文書開示請求を行った。処分庁は同年6月13日付けで開示決定を行ったが、異議申立てがあったため、平成26年3月26日付けで審査会へ諮問の後、答申（答申番号：平成27年度（独情）答申第51号）に則り、平成27年11月27日付け鉄運総広第151125001号において審査請求人に対して決定書の送付を行った。これが審査請求人の言う「1回目の決定書」（以下「決定書1」という。）である。

(2) 2回目の決定書の送付について

1回目の決定書を審査請求人に送付の後、審査請求人から「主文に誤字がある」「『これは謄本である』との認証部分が無い」等の決定書の不備について指摘があった。処分庁が確認したところ、作成途中の決定書を誤って審査請求人に送付したものと判明したため、誤字等を修正した決定書を平成28年6月2日付け鉄運総広第151125001号として審査請求人に1回目の決定書の差し替えとして改めて送付した。これが審査請求人の言う「2回目の決定書」（以下「決定書2」という。）である。

なお、決定書2を送付する際、差し替えとして送付したので決定書1を返却若しくは破棄するよう審査請求人に求めたところ拒否されたため、審査請求人には2通の決定書が存在することとなった。これが審査請求人の言う「現在、審査請求人の手元には機構から送付された2つの決定書があります」の経緯である。

(3) 本件開示請求について

本件開示請求は、決定書1及び決定書2のそれぞれの根拠となる起案文書の開示を求めて2件の開示請求としてなされたものである。

- ### 4 開示決定等の期限の延長及び原処分時に行った文書特定の検証について
- 諮問庁は本諮問にあたり、処分庁が開示決定等の期限の延長及び原処分時に行った文書特定の経緯等について検証を行った。

(1) 決定書1及び決定書2の起案番号及び日付について

本件開示請求を受け、文書の特定を実施したところ、いずれも審査会からの答申（答申番号：平成27年度（独情）答申第51号）を受けての処分庁の意思決定に係る起案文書であった。決定書1に係る起案文書

は平成27年11月27日付け鉄運総広第151125001号であるが、前述のとおり審査請求人へ誤った決定書が送付されたため、決定書2の作成にあたっては事務的な修正等の後、平成27年11月27日付け鉄運総広第151125001号の起案文書を意思決定の根拠として決定書2を送付したとのことである。

このことから決定書2の起案番号は決定書1と同様であるが、日付については決定書1の送付から行政事件訴訟法14条による出訴期間（6か月）を経過していたことから、審査請求人が不利益を被らないための配慮として、送付時点の日付である平成28年6月2日としたものであるとのことであった。

(2) 開示決定等の期限の延長の必要性和文書特定について

審査請求人に日付の異なる2通の決定書が存在することにより、本件開示請求の文書を特定する上で、2通の決定書の行政処分上の効力について検討する必要性が生じた。特に、決定書2の意思決定根拠文書として平成27年11月27日付け鉄運総広第151125001号の決裁文書の妥当性を検討する必要性があり、その検討次第で開示、不開示の判断が分かるとのことであった。検討には法的有識者からの意見聴取や処分庁内部での検討に時間を要することから平成28年10月28日付け鉄運総広第161028007号において法10条2項に基づく開示決定等の期限の延長を行ったとのことであった。

また、当該延長にあたっては、上記のとおり特定すべき文書自体が検討中であったため、「3. 延長の理由」を「開示請求に係る法人文書の特定に時間を要するため。」とした上で、「1. 開示請求のあった法人文書の名称等」を、2件の開示請求は同趣旨の文書を指すことから「審査会答申（平成27年度（独情）答申第51号）を受けて鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行った決定の決裁文書」としたとのことであった。

検討の結果、2件の開示請求の対象文書は、ひとつの同一文書であると特定されたことから、2件の開示請求に対する決定として原処分を下したとのことである。なお、2件の開示請求に対する開示決定が平成28年11月24日付け鉄運総広第161121002号であることは、同年12月7日に審査請求人が開示文書の受け取りのため機構本社へ来社した際に直接、機構職員から説明をしたとのことである。

(3) 不開示部分について

原処分における不開示部分の一部である「起案者」及び「公印等使用確認」については、「起案者」欄については起案をした個人の氏名が記載されており、「公印等使用確認」欄には個人の印影が押印されているとのことである。処分庁においては個人の氏名が明らかになるような職員名簿等は公にしておらず、一定等級以上の職員に限って人事異動時に

個人の氏名を公表しているとのことである。そのため一定等級以上の職員の氏名については開示の対象としているが、本件開示請求に係る開示法人文書の「起案者」及び「公印等使用確認」は、いずれも対象外の職員であったため不開示としたとのことであった。

5 原処分等の諮問庁の考え方について

本件審査請求を受け、原処分等について諮問庁の考え方は以下のとおりである。

(1) 決定書作成事務の瑕疵について

本件審査請求は、元々は処分庁の決定書の作成事務に瑕疵があったことに起因するものであり、適切に事務処理を進めるべきであったと考える。

(2) 開示決定等の期限の延長について

原処分にあたって2通の決定書の法的効果の検証が必要となったため、法10条2項の規定に基づく開示決定等の期限の延長は必要かつ妥当である。

(3) 開示決定通知書について

2件の開示請求に対しては、原処分である平成28年11月24日付け鉄運総広第161121002号であり、その旨は、直接、審査請求人に説明を行った上で開示の実施がなされていることから、審査請求人が主張する別紙の1に掲げる請求文書2の開示をしない旨の決定及び書面による通知が無かったとの主張は誤りである。

(4) 不開示部分について

「起案者」及び「公印等使用確認」に対する不開示理由の記載が無かったとする審査請求人の主張は誤りであり、個人の氏名及び個人の印影を不開示とする旨、及びその理由は原処分における法人文書開示決定通知書において記載がなされている。

6 その他審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、諮問庁の判断を左右するものではない。

7 結論

以上により、原処分は妥当であることから、本件審査請求は棄却すべきものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 平成30年1月5日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月29日 | 審議 |
| ④ | 同年2月8日 | 審査請求人から意見書を收受 |

- ⑤ 同年5月8日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年6月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる請求文書1及び請求文書2（本件請求文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当するものとして別紙の2に掲げる文書（本件対象文書）を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、請求文書2に該当するものが特定されていないと主張するとともに、不開示とされた部分のうち「起案者欄及び公印等使用確認欄の各記載」（以下「本件不開示部分」という。）を開示すべきであるとして原処分の取消しを求めているものと解される。

これに対し、諮問庁は原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、別件法人文書開示決定に対する異議申立てについて、機構が審査請求人に対し、平成27年11月27日付けの決定書1及び平成28年6月2日付けの決定書2の2通の決定書を送付したことから、これら2通の決定書の各決裁文書の開示を求めるものである。

イ 機構が審査請求人に対し、決定書1及び決定書2を送付した経緯、その際の決裁手続は、次のとおりである。

(ア) 審査請求人からの別件法人文書開示請求に対し、機構が平成25年6月13日付けで開示決定を行ったところ、異議申立てがあったため、機構は審査会に諮問し、平成27年度（独情）答申第51号の答申を受けた。この答申に基づき、機構の担当者が異議申立てに対する決定書案を起案し、決裁権者の決裁を受けた後、審査請求人に対し、平成27年11月27日付けの決定書1を送付した。その際の決裁文書が本件対象文書である。

(イ) その後、審査請求人から、決定書1について「主文に誤字がある」、「謄本認証がない」などと不備を指摘されたため、機構の担当者は、誤字等を修正した文書と差し替えることにしたが、決定内容を変更するものではないので、新たな起案はせず、決裁権者に対し、本件対象文書を提示しながら、誤字等を修正した文書を改めて

審査請求人に送付することにつき口頭で説明してその了解を得た。そこで、機構の担当者は、決定書1と同一の文書番号で、日付を平成28年6月2日付けとした決定書2を作成して審査請求人に送付し、決定書1との差し替えを依頼したが、審査請求人に拒否されたため、審査請求人の手元に決定書1及び決定書2の2通が存在することになった。

(ウ) 機構の担当者は、上記(イ)のとおり、決定書2の送付について口頭で決裁権者の了解を得たのみであり、決定書2について新たな決裁文書は作成していない。

ウ 本件開示請求は、決定書1及び決定書2の各決裁文書の開示を求めるものであるところ、上記イのとおり、決定書1の決裁文書(請求文書1)に該当する文書は、本件対象文書であり、また、決定書2の決裁文書(請求文書2)についても、決定書2の根拠となるのは本件対象文書であって、本件対象文書以外に請求文書2に該当する文書を保有していないことから、処分庁は、請求文書1及び請求文書2については、いずれも同一文書である本件対象文書が該当すると判断した。そこで、処分庁は、請求文書1及び請求文書2の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を不開示とする原処分を行ったものである。なお、原処分が、請求文書1及び請求文書2の2件の開示請求に対する決定であることは、機構の担当者が審査請求人に対し、口頭で説明したとのことである。

エ 審査請求人は、「請求文書2に該当するものが特定されていない」旨主張するところ、上記ウのとおり、原処分は2件の開示請求に対する決定であり、処分庁は、請求文書2についても本件対象文書を特定したものである。決定書2は決定書1の誤字等を修正したものにすぎず、決定書2の根拠文書となるのは決定書1と同様に本件対象文書であること、本件対象文書には決定書2の送付に関する記載はないものの、本件対象文書のうち決定書(案)及び送付状(案の2)の宛先の部分に割印の印影が2個あって、本件対象文書に基づき決定書を2通送付したものと認められること、機構の担当者は本件対象文書以外に新たな決裁文書を作成していないことから、諮問庁としても、請求文書2に該当する文書として本件対象文書を特定したことは妥当であると考えられる。

オ 念のため、事務室内の書架、机及び倉庫を探索したが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は発見されなかった。

(2) 以下、検討する。

当審査会において本件対象文書の外、諮問庁から提示を受けた決定書1及び決定書2の各写しを見分したところ、本件対象文書は、決定書1

の決裁文書であって、請求文書1に該当すると認められる。また、決定書1と決定書2は、日付、主文の誤字、謄本認証の有無を除き、文書番号、決定内容は同一のものと認められる。

請求文書2について、諮問庁は、上記(1)のとおり、「決定書2は、誤字等のある決定書1と差し替えようとしたものであって、決裁権者に本件対象文書を提示しながら口頭で了解を得た。決定書2の根拠となるのは本件対象文書であって、それ以外に新たな決裁文書は作成しておらず、本件対象文書が請求文書2に該当する。」旨説明するところ、決定書1の誤字等を修正するため、口頭了解のみで、同一文書番号の決定書2を送付して差し替えようとした機構の事務処理の適否はともかく、上記諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められない。

以上のことからすると、請求文書1及び請求文書2については、いずれも本件対象文書が該当すると認められる。他方で、機構において、本件対象文書以外に請求文書1及び請求文書2に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、機構において、本件対象文書の外に請求文書1及び請求文書2の開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分は、起案者欄及び公印等使用確認欄の各記載であるところ、起案者欄には起案を担当した機構職員の氏名、公印等使用確認欄には公印等使用を確認した機構職員の印影がそれぞれ記載されており、いずれも各機構職員に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(2) そこで、法5条1号ただし書該当性について検討する。

独立行政法人等の職員の氏名についてのどの範囲を公表するかは各独立行政法人等の判断に委ねられているところ、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させた結果、機構においては、本社の総括課長補佐級以上の職員の氏名を開示の対象としているが、同補佐級に至らない職員の氏名については公表慣行がないとのことである。そして、本件不開示部分に記載された機構職員は、同補佐級に至らない職員であるとのことであるから、本件不開示部分は、法5条1号ただし書に該当しない。

また、法5条1号ただし書口及びハに該当する事情は認められない。

(3) 次に、法6条2号の部分開示について検討すると、本件不開示部分は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

(4) したがって、本件不開示部分は法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、処分庁が2件の開示請求を受け付け、2件分の開示請求手数料の納付を受けながら、1回の開示決定しか行わず、しかも開示決定通知書の記載からは2件の開示請求に対する決定であることが不明確であったため、「請求文書2に該当するものが特定されていない」との審査請求を招く結果となったものである。

上記2のとおり、原処分における文書特定は妥当であると判断したが、複数の開示請求を受け付けた場合、特定した対象文書が同一文書であったとしても、それぞれの開示請求に対するものであることを明らかにして開示決定等を行うべきである。

機構においては、今後、法に基づく開示請求に対し、適切に対応されたい。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、機構において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 本件請求文書

請求文書1 鉄運総広第151125001号平成27年11月27日
付け決定書に関する起案及び決裁文書一式

請求文書2 鉄運総広第151125001号平成28年6月2日付け
決定書に関する起案及び決裁文書一式

2 本件対象文書

情報公開・個人情報保護審査会答申（平成27年度（独情）答申第51
号）を受けて鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行った決定の決裁文書